



Japan.
Committed
to SDGs



(資料1)

令和5年11月2日
環境等配慮PT第2回

食品産業における環境課題について



農林水産省
大臣官房新事業・食品産業部



I 環境課題に関する国際的な動向

II 気候変動に関する動向

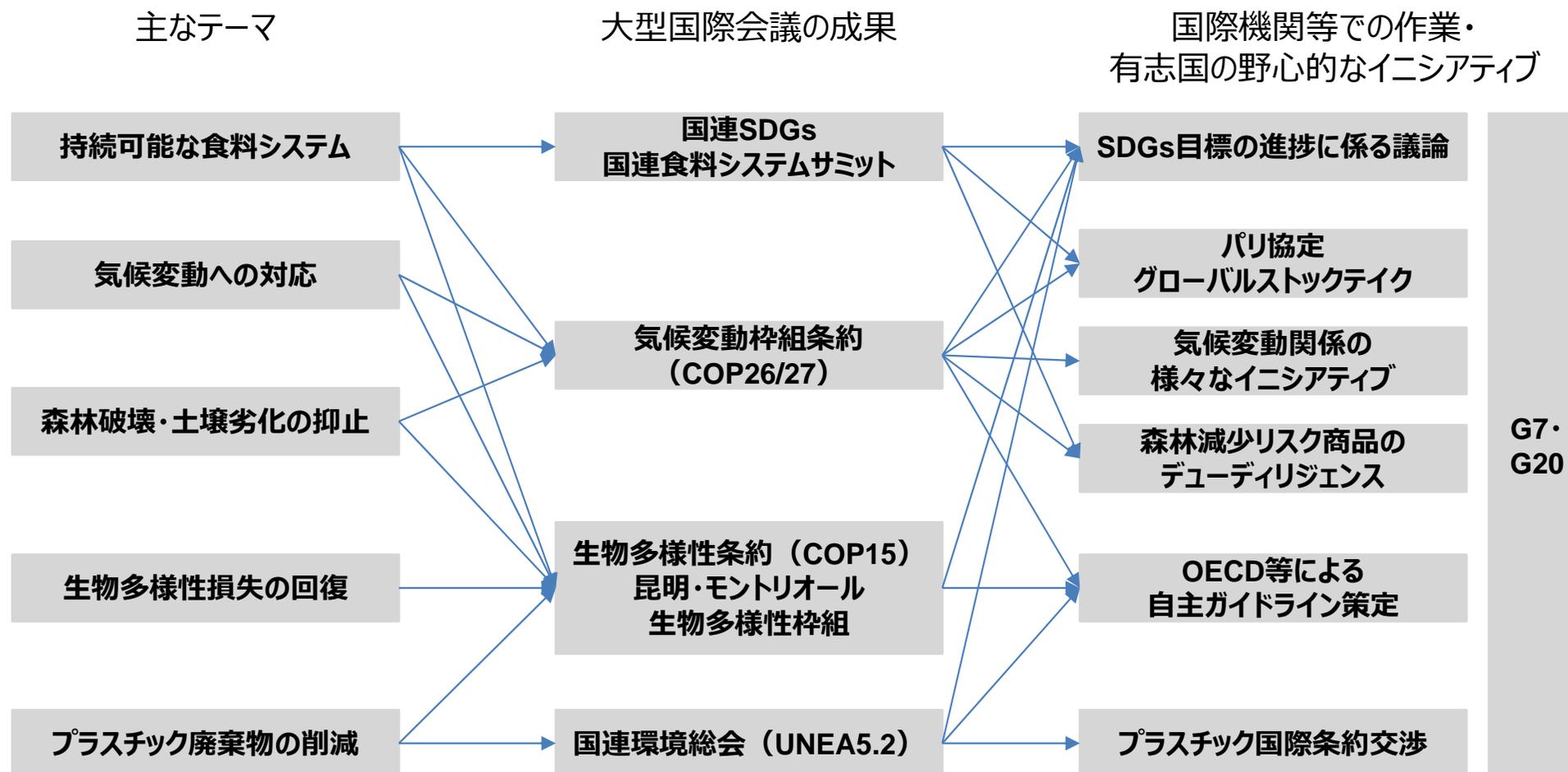
III 自然資本に関する動向

IV 食品産業に関する働きかけ

食料・農業に関連する環境関係の国際的なテーマは拡大傾向にある



- 食料・農業に関連する環境関係の国際的な論点は、生物多様性、気候変動、森林・土壌保全、廃棄物管理など広範にわたっており、拡大傾向にある。
- 国連を中心とした大型国際会議の成果の上に、その具体化のための国際機関等での検討作業や、有志国による野心的なイニシアティブが立ち上げられ、複数の場で並行して議論が行われている。



G7首脳声明において、民間セクターの行動・協力の強化を提言



- 本年我が国が議長国を務めたG7においては、首脳声明において、環境課題への対応と持続可能なサプライチェーンの確立を中心的な課題の一つと位置付け、民間セクターの行動・協力の強化を提言。

2023年G7首脳声明（議長国:日本）（抜粋）

22. 我々は、（中略）一次資源の使用量を削減し、気候変動やその他の環境目標の達成に貢献することを強調し、ステークホルダー、特に企業に対し、そうした行動を強化することを奨励する。
24. 我々は、2030年までに森林の消失と土地の劣化を阻止し反転させるというコミットメントを改めて表明し、（中略）持続可能なバリューチェーン及びサプライチェーンを支援し、持続可能な森林経営と木材利用を促進することにコミットしている。
（中略）我々は、関連商品の生産に関する森林減少並びに森林及び土地の劣化のリスクを低減し、この問題に関する様々なステークホルダーとの協力を強化するための取組を継続することにコミットする。
32. 我々は、（中略）包摂的で、強靱で持続可能な農業と食料システムの確立が急務であることを認識する。これには、既存の国内農業資源を活用し、貿易を促進することによる現地生産能力の向上、気候変動への適応と緩和及び生物多様性の保全を伴う持続可能な生産性向上、並びに持続可能な食料消費が含まれる。我々は、（中略）研究開発（R & D）や責任ある投資において、中小企業やスタートアップを含む民間セクターの役割を強調する。

生物多様性の新たな世界目標には、食品企業と深く関連する目標もある



- 2022年12月の生物多様性条約（CBD）第15回締約国会議において、2030年に向けて生物多様性の損失を回復・反転させるための世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択された。
- 目標（ターゲット）の中には、持続可能な農林水産業、大企業等による生物多様性に係るリスクの開示、食料廃棄の半減等、食品企業と深く関連するものも含まれる。

昆明・モンリオール生物多様性枠組における23の目標

1. 生物多様性に配慮した空間計画の策定

2. 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く

3. 陸域・海域の少なくとも各30%を保護地域及びその他の効果的な手段（OECM）により保全（30 by 30）

4. 種の絶滅リスクの大幅削減に向けた緊急の管理行動実施

5. 乱獲の防止

6. 侵略的外来種への対応

7. 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減

8. 気候変動による生物多様性への影響の最小化

9. 持続可能な野生種の管理と利用

10. 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献

11. 自然の調整機能の回復、維持、強化

12. 都市部における緑地・親水空間の確保

13. 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置

14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針・規制の中で主流化

15. 大企業や金融機関等による生物多様性に係るリスクの開示

16. 食料廃棄の半減、過剰消費・廃棄物発生的大幅削減等持続可能な消費

17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取扱い

18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルの削減とともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大

19. 国内、国際、公共及び民間を含むあらゆる資源から、年間2,000億ドルを動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加

20. 能力開発並びに技術へのアクセス及び技術移転

21. 情報及び知識へのアクセス強化

22. 先住民及び地域社会、女性及び女兒、若者、障害者の参画

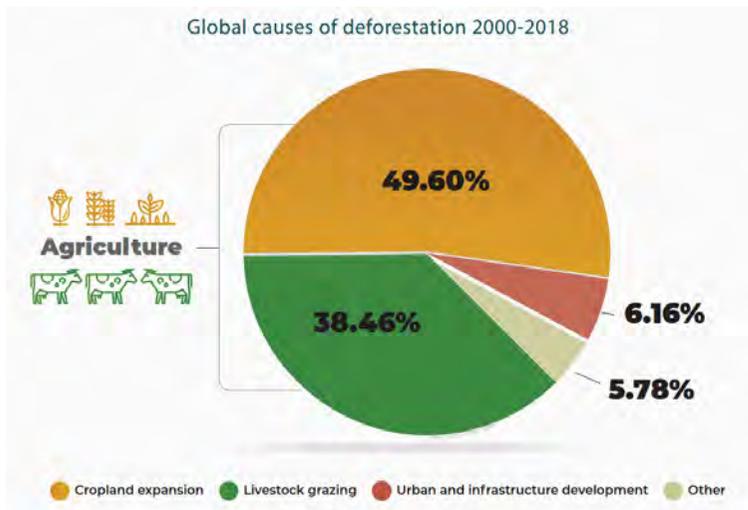
23. ジェンダー平等の確保

森林デューデリジエンスをめぐる法規制を含む議論が活発化している

- 国連の報告書において、森林減少の要因の90%は農業利用のための土地転換と指摘。
- 英国、EUでは、森林減少の要因と指摘されているコモディティ（牛、カカオ、コーヒー、パーム、大豆等）の合法性確認等、デューデリジエンスを義務付ける法規制を制定。民間セクターにおいても、持続可能な状況で生産された農産物の認証制度などの動きが出ている。
- G7やOECDでも、農産物による森林減少を防止する手段が議論されている。

(参考1) 森林減少の要因分析 (2000-2018年)

(参考2) 英国・EUにおける森林デューデリジエンスを義務付ける法規制



(注) 2000年から2018年に発生した森林減少を要因別に示す。橙色が畑地への転換、緑色が牧草地への転換を示しており、両者の合計で森林減少の要因の約9割を占めている。

(出典) FAO (2022) FRA 2020 Remote Sensing Survey

	英国 環境法 (2021)	EU 森林減少フリー規則 (2023)
概要	英国内において事業活動を行う一定規模以上の企業に対し、 ① 生産国で違法に生産された「森林リスク商品」（大規模森林破壊につながり得る産品）の国内での使用を禁止。 ② 合法性確認・リスク評価等のデューデリジエンスを実施し、毎年政府に報告することを義務付け。 （※報告書は公開）	EU市場で対象商品又は派生製品を輸出入する事業者（オンライン販売業者も含む。）に対し、以下を義務付け。 ①「森林減少フリー産品」ではない商品、又は生産国で違法に生産された商品の域内への持込禁止 ②デューデリジエンスの実施・書面の事前提出 <森林減少フリー産品とは> 2020年12月31日以降の森林減少を伴わない農地で生産されたことが地理的情報等に基づき証明される産品
対象品目	牛（牛肉、牛皮）、カカオ、コーヒー、トウモロコシ、パーム油、ゴム、大豆 （※詳細は二次法令で制定）	牛、カカオ、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆、木材及びこれらを原料とする製品 （※牛肉、牛皮革、チョコレート、コーヒー、化粧品、脱脂大豆、木製家具、印刷紙等の加工品を含む。）
対象企業	大企業 （※詳細は二次法令で制定。人権DD法では連結決算ベースの売上高が年3600万ポンド以上の企業（外国に本拠を置く企業の英国法人を含む。）が対象）	全ての企業 （※中小企業のデューデリジエンス要件は簡素化）
実施項目	産品の生産に関する情報収集、リスク評価、リスク緩和措置の実施等	産品が生産された地理座標等の特定、リスク評価、リスク緩和措置の実施等 （※商品の輸入前に当局へのデューデリジエンスステートメントの提出が必要）

OECDは企業の持続可能な調達に関する自主ガイドラインを発表



- OECDは、食料・農業サプライチェーンにおける持続可能な調達を促進するため、G7や国連機関と協力し、セクター・課題別の自主ガイドラインを策定。リスクに基づくデューデリジェンスの実施を推奨。

OECD「多国籍企業行動指針」(2023年6月改訂)



- 多国籍企業に対し、環境、人権等幅広い分野を対象として、企業が扱う製品・サービスのライフサイクル全体にわたり、**リスクに基づくデューデリジェンスの実施**を含め、環境への影響を適切に管理する体制を構築すべきと提言。
- **2023年6月の改訂において、気候変動・生物多様性・森林減少は、企業が対処すべき環境課題と位置づけ。**

OECD-FAO「責任ある農業サプライチェーンのためのガイダンス」(2016年公表)



- **農業・食料サプライチェーンに関わる全ての企業**に対し、人権・労働者の権利・安全衛生・栄養・環境・天然資源・ガバナンス・知的財産・動物福祉等の課題に関し、**リスクに基づくデューデリジェンスの手続き**を提示し、実施を推奨。

OECD-FAO「農業サプライチェーンにおける森林減少デューデリジェンスに関するハンドブック」(2023年7月公表)

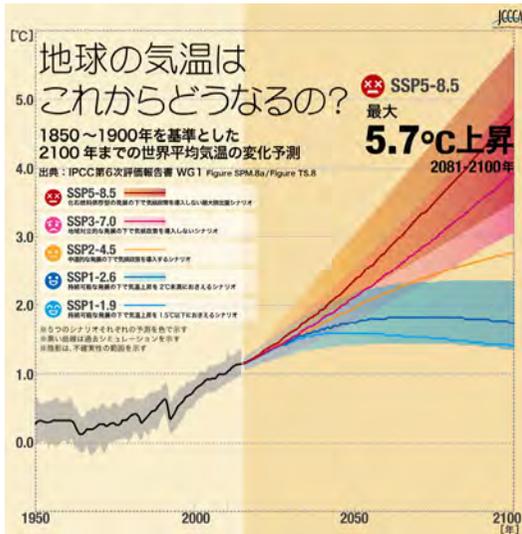


- **森林減少を伴う可能性のある農産物・食品や原料を取り扱う全ての企業**に対し、**リスクに基づくデューデリジェンスの実施を支援**するガイドライン。独(2022年G7議長国)が作成を支援。
- 森林減少を伴う可能性のあるコモディティの例として、牛肉・牛乳・皮革・大豆・パーム・カカオ・コーヒー・木材・ゴムが挙げられている。

食品産業にかかわる環境課題

- 食品産業は、原材料の生産から加工、流通、消費に至るバリューチェーンの全体で、環境や社会の持続可能性に関する様々な問題と密接に関わっている。
- 近い将来に、我々の生活や地球環境に、深刻な影響をもたらす可能性がある問題も多く、解決に向けた行動をすぐに始めることが、食品産業にかかわる企業にも求められている。

気候変動の問題を放っておくと...

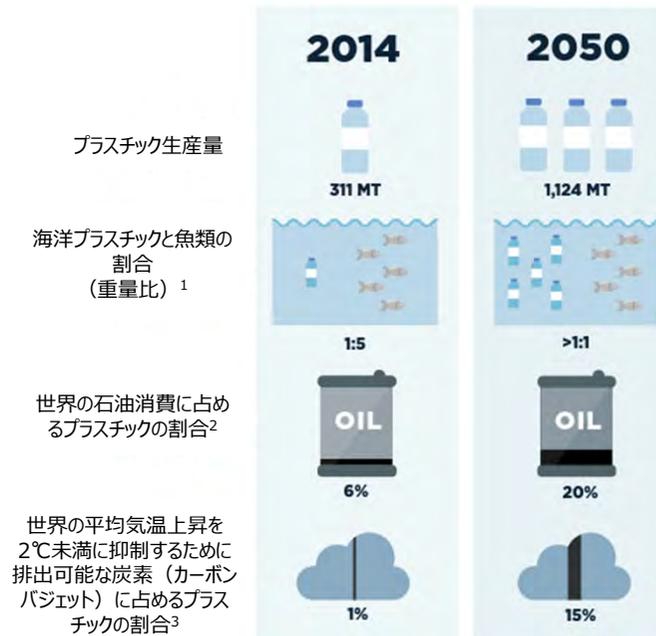


(出所) 温室効果ガスインベントリオフィス／
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

- 農産物の収量減少、家畜の成長低下、害虫の発生量増加や生息地拡大、病害被害の増大、水産資源の分布域移動や分布密度の低下
- 無降水日数の増加等による渇水の深刻化、融雪量の減少による河川流量の減少、洪水を起こしうる大雨事象の増加や洪水ピーク流量・氾濫発生確率の増加

(出所) 環境省「気候変動影響評価報告書」(2020年)

プラスチック廃棄物の問題を放っておくと...



(出所) Ellen Macarthur Foundation「The New Plastics Economy: Rethinking the future of plastics & catalysing action」(2016年)より抜粋(仮約)。

1. 魚類の資源量は一定と仮定(保守的な仮定)
2. 石油消費量の成長率(年率0.5%)は、プラスチック生産量の成長率(2030年まで年率3.8%、2030～2050年に年率3.5%)よりも低い値を想定。
3. プラスチックから排出される炭素には、製造時に使用されるエネルギーと、使用後の焼却やエネルギー回収によって排出される炭素を含む。後者は、2014年に14%、2050年に20%が焼却及び/又はエネルギー回収されると想定。

- 魚類が微細なプラスチックごみ(マイクロプラスチック)を餌とともに摂取し続けることで、最終的には魚類を食べる人間の体内にもプラスチックごみが蓄積し、健康に影響が及ぶ可能性。

(出所) UNEP「From Pollution to Solution: a global assessment of marine litter and plastic pollution」(2021年)

(参考) サステナビリティ開示の義務化

気候変動にかかる情報開示は、任意開示に始まったが、**国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) による標準化を経て、各国の会計基準に順次適用される予定**であり、生物多様性・自然資本にかかる情報開示も同様の流れになると見られている。

気候変動



任意

義務

(参考) サステナビリティ開示の義務化



- ESG投資の判断材料となる、企業の非財務情報（サステナビリティ情報）の開示義務化等が、国内外で急速に進展。
- 国内産業の持続的な発展を図るためには、ESGに対する正確な理解のもと、企業の取組を進めていくとともに、その取組内容を効果的に開示し、第三者機関等の適切な評価等を確保していくことが重要。

情報開示枠組み策定及び義務化等の動き

	TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)	TNFD (自然資本関連財務情報開示タスクフォース)
枠組み策定の目的	気候変動が組織に与える影響を開示することにより、投資家が組織の重大なリスク・機会を適切に理解できるよう支援することを目的とする財務当局主導の枠組み。	生物多様性に係る企業情報開示を通じて資金の流れをネイチャーポジティブに変えることを目的とする民間主導の枠組み。
開示枠組の概要	4つの主要分野（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）	
	財務への影響のみを評価（シングルマテリアリティ）。モノの流れ（サプライチェーン）に沿って評価。温室効果ガス排出量を用いて地球規模、世界共通の尺度で測定。	財務への影響に加えて、環境への影響も評価（ダブルマテリアリティ）。バリューチェーン全体のすべての事業活動が対象。事業活動を行う生態系の種類（バイオーム）によってリスク・機会が異なる。
開示の義務化（海外）	EU、英、米において、TCFDやそれと同等（EUではそれ以上）の情報開示の義務化が予定または検討されている。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がS1基準（全般）及びS2基準（気候変動）を公表（2023年6月）。	EUにおいて義務化が予定されている。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が基準を検討予定（時期未定）。
開示の義務化（国内）	東証プライム市場の上場企業を対象にTCFD又はそれと同等の情報開示を要求（2022年4月）。ISSBが2023年6月に公表したS1基準及びS2基準について、日本サステナビリティ基準委員会（SSBJ）で国内基準を検討中。	未定

※国際的に人権や人的資本にかかる情報開示の議論が進行中であり、ISSBの今後の検討テーマにも挙げられている。
 TIFD（不平等）とTSFD（社会関連）が統合（2023年4月）。2024年の春ごろまでに基準案を公開予定。
 ※S1基準はESG課題共通の全般的な開示要求事項を規定、S2基準は気候変動の情報開示に独自の開示要求事項を規定。

農林水産省の取組

- ・【TCFD】TCFD手引書（入門編、実践編）を策定。官民円卓会議GHG見える化作業部会においてScope3を含む情報開示の対応を議論中。
- ・【TNFD】環境省・金融庁・国交省に続き、農林水産省がTNFD（自然資本財務関連情報開示）フォーラムに参加（2023年4月）。
- ・【サステナビリティ全般】官民円卓会議ESG／人権作業部会において意見収集を行い、「食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス(2023年3月)」を策定。人権にかかるガイダンスを策定中。



I 環境課題に関する国際的な動向

II 気候変動に関する動向

III 自然資本に関する動向

IV 食品産業に関する働きかけ

- 温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、「成長の機会」と捉える時代に入っている。
- 実際に、研究開発方針や経営方針の転換など、「ゲームチェンジ」が始まっている。この流れを加速すべく、グリーン成長戦略を推進する。
- 「イノベーション」を実現し、革新的技術を「社会実装」する。これを通じ、2050年カーボンニュートラルだけでなく、CO₂排出削減にとどまらない「国民生活のメリット」も実現する。

2050年に向けて成長が期待される、14の重点分野を選定。

・高い目標を掲げ、技術のフェーズに応じて、実行計画を着実に実施し、国際競争力を強化。・2050年の経済効果は約290兆円、雇用効果は約1,800万人と試算。

 洋上風力・太陽光・地熱 ・2040年、3,000~4,500万kWの案件形成[洋上風力] ・2030年、次世代型で14円/kWhを視野[太陽光] 1	 水素・燃料アンモニア ・2050年、2,000万吨程度の導入[水素] ・東南アジアの5,000億円市場[燃料アンモニア] 2	 次世代熱エネルギー ・2050年、既存インフラに合成メタンを90%注入 3	 原子力 ・2030年、高温ガス炉のカーボンフリー水素製造技術を確立 4	 自動車・蓄電池 ・2035年、乗用車の新車販売で電動車100% 5	 半導体・情報通信 ・2040年、半導体・情報通信産業のカーボンニュートラル化 6	 船舶 ・2028年よりも前倒しでゼロエミッション船の商業運航実現 7
 物流・人流・土木インフラ ・2050年、カーボンニュートラルポートによる港湾や、建設施工等における脱炭素化を実現 8	 食料・農林水産業 ・2050年、農林水産業における化石燃料起源のCO ₂ ゼロエミッション化を実現 9	 航空機 ・2030年以降、電池などのコア技術を、段階的に技術搭載 10	 カーボンリサイクル・マテリアル ・2050年、人工光合成プラを既製品並み[CR] ・ゼロカーボンスチールを実現[マテリアル] 11	 住宅・建築物・次世代電力マネジメント ・2030年、新築住宅・建築物の平均でZEH・ZEB[住宅・建築物] 12	 資源循環関連 ・2030年、バイオマスプラスチックを約200万吨導入 13	 ライフスタイル関連 ・2050年、カーボンニュートラル、かつレジリエントで快適な暮らし 14

政策を総動員し、イノベーションに向けた、企業の前向きな挑戦を全力で後押し。

1 予算 ・グリーンイノベーション基金（2兆円の基金） ・経営者のコミットを求める仕掛け ・特に重要なプロジェクトに対する重点的投資	2 税制 ・カーボンニュートラル投資促進税制（最大10%の税額控除・50%の特別償却）	3 金融 ・多排出産業向け分野別ロードマップ ・TCFD等に基づく開示の質と量の充実 ・グリーン国際金融センターの実現	4 規制改革・標準化 ・新技術に対応する規制改革 ・市場形成を見据えた標準化 ・成長に資するカーボンプライシング
5 国際連携 ・日米・日EU間の技術協力 ・アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ ・東京ピوند・ゼロ・ウィーク	6 大学における取組の推進等 ・大学等における人材育成 ・カーボンニュートラルに関する分析手法や統計	7 2025年日本国際博覧会 ・革新的イノベーション技術の実証の場（未来社会の実験場）	8 若手ワーキンググループ ・2050年時点での現役世代からの提言

背景

- ✓ カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加(GDPベースで9割以上)し、排出削減と経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が激化。GXに向けた取組の成否が、企業・国家の競争力に直結する時代に入。また、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、我が国のエネルギー安全保障上の課題を再認識。
- ✓ こうした中、我が国の強みを最大限活用し、GXを加速させることで、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげていく。
- ✓ 第211回国会に、GX実現に向けて必要となる関連法案を提出する(下線部分が法案で措置する部分)。

(1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組

①徹底した省エネの推進

- 複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金を創設など、中小企業の省エネ支援を強化。
- 関係省庁が連携し、省エネ効果の高い断熱窓への改修など、住宅省エネ化への支援を強化。
- 改正省エネ法に基づき、主要5業種(鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業)に対して、政府が非化石エネルギー転換の目安を示し、更なる省エネを推進。

②再エネの主力電源化

- 2030年度の再エネ比率36~38%に向け、全国大でのマスタープランに基づき、今後10年間程度で過去10年の8倍以上の規模で系統整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直流通電を整備。これらの系統投資に必要な資金の調達環境を整備。
- 洋上風力の導入拡大に向け、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、新たな公募ルールによる公募開始。
- 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化。次世代太陽電池(ヘロボスカイト)や浮体式洋上風力の社会実装化。

③原子力の活用

- 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化する。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。
- 厳格な安全審査を前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める。その他、核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けの抜本強化を行う。

④その他の重要事項

- 水素・アンモニアの生産・供給網構築に向け、既存燃料との価格差に着目した支援制度を導入。水素分野で世界をリードするべく、国家戦略の策定を含む包括的な制度設計を行う。
- 電力市場における供給力確保に向け、容量市場を着実に運用するとともに、予備電源制度や長期脱炭素電源オークションを導入することで、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。
- サハリン1・2等の国際事業は、エネルギー安全保障上の重要性を踏まえ、現状では権益を維持。
- 不確実性が高まるLNG市場の動向を踏まえ、戦略的に余剰LNGを確保する仕組みを構築するとともに、メタンハイドレート等の技術開発を支援。
- この他、カーボンリサイクル燃料(メタネーション、SAF、合成燃料等)、蓄電池、資源循環、次世代自動車、次世代航空機、ゼロエミッション船舶、脱炭素目的のデジタル投資、住宅・建築物、港湾等インフラ、食料・農林水産業、地域・くらし等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進する。

(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

- 昨年5月、岸田総理が今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現する旨を表明。その実現に向け、国が総合的な戦略を定め、以下の柱を速やかに実現・実行。

①GX経済移行債を活用した先行投資支援

- 長期にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていくため、GX経済移行債を創設し(国際標準に準拠した新たな形での発行を目指す)、今後10年間に20兆円規模の先行投資支援を実施。民間のみでは投資判断が真に困難な案件で、産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野への投資等を対象とし、規制・制度措置と一体的に講じていく。

②成長志向型カーボンプライシング(CP)によるGX投資インセンティブ

- 成長志向型CPにより炭素排出に値付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。
- 直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入(低い負担から導入し、徐々に引上げ)する方針を予め示す。
⇒ 支援措置と併せ、GXに先行して取り組む事業者インセンティブが付与される仕組みを創設。

<具体例>

(i) GXリーグの段階的発展→多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度~】

(ii) 発電事業者に、EU等と同様の「有償オークション」[※]を段階的に導入【2033年度~】

[※] CO₂排出に応じて一定の負担金を支払うもの

(iii) 化石燃料輸入事業者等に、「炭素に対する賦課金」制度の導入【2028年度~】

※なお、上記を一元的に執行する主体として「GX推進機構」を創設

③新たな金融手法の活用

- GX投資の加速に向け、「GX推進機構」が、GX技術の社会実装段階におけるリスク補完策(債務保証等)を検討・実施。
- トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化に加え、気候変動情報の開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を図る。

④国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX

- 「アジア・ゼロエミッション共同体」構想を実現し、アジアのGXを一層後押しする。
- リスキング支援等により、スキル獲得とグリーン等の成長分野への円滑な労働移動を共に推進。
- 脱炭素先行地域の創出・全国展開に加え、財政的支援も活用し、地方公共団体は事務事業の脱炭素化を率先して実施。新たな国民運動を全国展開し、脱炭素製品等の需要を喚起。
- 事業再構築補助金等を活用した支援、プッシュ型支援に向けた中小企業支援機関の人材育成、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大等で、中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を促進。

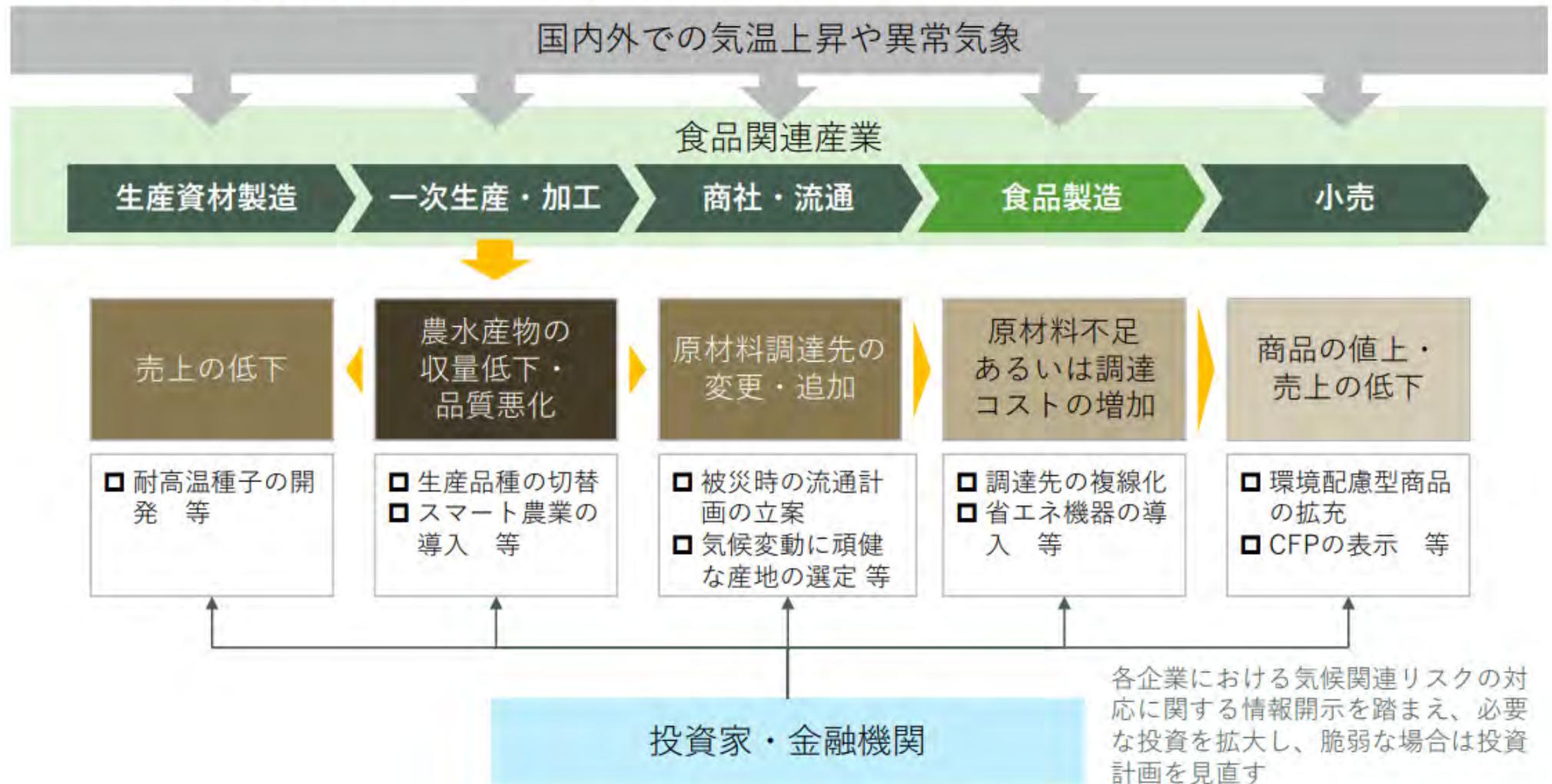
(3) 進捗評価と必要な見直し

- GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響なども踏まえて、「GX実行会議」等において進捗評価を定期的実施し、必要な見直しを効果的に行っていく。
- これらのうち、法制上の措置が必要なるものを第211回国会に提出する法案に明記し、確実に実行していく。

気候関連リスクに対する取組の必要性

気候関連リスクは食料のサプライチェーン広範に影響を及ぼす可能性があり、事前の対策が必要です

例：気温上昇や異常気象による、原材料となる農水産物の収量低下のリスク



食料・農林水産業の気候関連リスク・機会に関する情報開示(入門編・実践編)

- TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に基づく情報開示を推進するため、「**食料・農林水産業の気候関連リスク・機会に関する情報開示(入門編・実践編)**」を策定(2022年6月改訂)。

入門編の導入頁 本手引書のねらい・位置づけ

本手引書は、国内の食品製造業をはじめ、食料・農林水産業にかかわる事業者における経営層や環境対策・リスク管理を担当する実務者を想定し、作成しています。

本手引書の位置づけ

本資料では、食料・農林水産業分野において気候関連リスクが及ぼす事業への影響について早期に検討に着手していただくために、【気候関連リスク・機会の把握】と【投資家・金融機関を含む外部への情報開示】に重点を置いてまとめています。

気候変動が食品事業に及ぼすリスクの具体化

気候関連リスク・機会の把握及び事業戦略の検討着手の必要性を伝えるため、主要食品×バリューチェーンごとに気候関連リスクおよび機会を整理しています。

情報開示に向けたイメージの具体化

TCFD提言に基づく情報開示に向けた食品事業固有のポイントや対話(開示)のイメージがより具体化できるよう、食品事業者の情報開示の事例を多く掲載しています。

持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議の概要

【官民円卓会議の設置目的】

- 2021年9月のG20農業大臣会合では、各地の文化、歴史、生産システム、消費形態、伝統を考慮しつつ、持続可能な強靱な食料システムへの変革を進める必要性が共有された状況。
- 同月の国連食料システムサミットでも、持続可能な食料生産システムへの変革を促進するため、関係者がSDGsの達成に関与すべきとの行動宣言を採択。
- こうした国際的な動向に対応し、我が国の実情に合った変革を具体化していくため、関係者が対話し、情報・認識を共有する場として「持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議」を設置。

会議の構造

官民円卓会議：各段階のステークホルダーが参加

〔食品製造・流通、外食、金融、商社といった企業のトップや、経済団体、農業団体、消費者団体、NGO、農林水産省、地方自治体など、食のサプライチェーンの幅広い関係者が対話を通じて情報や認識を共有〕

各分野の動きを
概括的に報告

高いレベルで
コミット

国際的なSDGsやカーボンニュートラルの動きに、我が国食品産業・農林水産業が円滑に対応していくため、当面以下のテーマについて官民協働で対応方を議論

温室効果ガスの見える化

〔見える化検討会での手法の検討を踏まえ、食品関連業界としての対応を議論。〕

有機

〔有機の市場規模拡大に向けて、消費者の行動変容促進、物流の合理化等を議論。〕

ESG/人権

〔ESG投資や人権に対する国内外の動きを踏まえ、農林水産業・食品産業の対応を議論。〕

アジア・モンスーン地域への貢献・調達多様化

〔東南アジア各国との共同文書を踏まえ、活動を具体化。〕

温室効果ガス見える化作業部会での論点

- 令和4年2月22日：第1回開催
 - ・スコープ3の算定に関して、グローバルに対応できる算出方法の体系化・**業界毎のシンプルな計算ツールや手引書**が必要であり、**CFP（カーボンフットプリント）のような、消費者に対して価値訴求していくことが重要**
- 令和4年7月8日：第2回開催
 - ・認知度のみでなく、訴求力の向上が重要であり、消費者の行動変容につながるような具体的な案を出して行動していくべき
 - ・算定に関しては、**厳格すぎずかつ信頼性を担保できるルール作りが必要**
- 令和5年3月24日：第3回開催
 - ・**環境コミュニケーションの在り方を検討するタスクフォース（TF）の設置提案**
- 令和5年9月7日：第4回開催
 - ・計4回の会合・勉強会を通して、算定・表示ルールの在り方について議論し、TFから中間報告を行った

加工食品にかかる環境コミュニケーションを検討するタスクフォースの概要

タスクフォースの座組

行政：農水省/環境省

民間：コア（事務局）企業

民間：参加企業

タスクフォース設置要旨

- 民間と国が連携して推進
- 本作業部会にタスクフォースを設置
- 事務局としてとりまとめを担うコア企業を募集
- 事務局補佐にポストコンサルティング

タスクフォースでの論点

- フードサプライチェーン全体の環境コミュニケーションの実効性を高めるため、算定ルール・表示ルールの在り方を検討



I 環境課題に関する国際的な動向

II 気候変動に関する動向

III 自然資本に関する動向

IV 食品産業に関する働きかけ

生物多様性国家戦略2023-2030の構成

「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、
5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、関連施策を
各行動目標に紐づけることで、**戦略全体を一貫通貫**で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理



令和4年度 食品企業の価値向上に向けた 自然資本関連課題に係る食品産業等の企業行動調査報告書



- 近年、重要性が高まっている企業の自然資本に関する取組課題に対して、食品企業による取組を推進し、さらに情報開示により食品企業の企業価値を向上させることを目指して、「令和4年度食品企業の価値向上に向けた自然資本関連課題に係る食品産業等の企業行動調査報告書」を公表（2023年3月）。
- 食品企業において、自然資本への配慮を進め、自然資本の毀損を防ぐため、国際的な枠組みイニシアチブ等の動向から食品企業に求められる**10の自然資本課題を定義し、業種ごとに特に取組が必要な5つの課題**に絞って、参考となる主な行動事例を紹介（各業種7事例、計28事例）。

# 課題分類	A.食品製造業	B.外食産業	C.食品流通業	D.農林水産業
1 持続可能な食料生産	-	-	-	○
2 生物資源の保全・再生	-	-	-	○
3 有機塩、殺虫剤等流出の抑止、農薬・投薬削減	-	-	-	○
4 遺伝子組み換え・外来種の適正な管理と利用	-	-	-	○
5 サステナビリティに配慮した調達	○	○	○	-
6 食料廃棄の削減	○	○	○	-
7 廃棄物削減（プラスチック等）	○	○	○	-
8 地域での循環や連携	○	○	-	-
9 生活者のサステナブルな消費行動の促進	-	-	○	-
10 淡水利用の配慮（水ストレス）、きれいな水	○	○	○	○



I 環境課題に関する国際的な動向

II 気候変動に関する動向

III 自然資本に関する動向

IV 食品産業に関する働きかけ

食品企業のためのサステナブル経営に関するガイドンス



- 中堅・中小を含めた食品企業の持続可能性に配慮した経営（サステナブル経営）を進めるため、「食品企業のためのサステナブル経営に関するガイドンス」を策定（2023年3月）。

章	概要	想定する読み手
I. はじめに II. サステナブル経営の重要なポイント	✓ サステナブル経営が必要とされる背景や、サステナブル経営を実践する際の重要なポイントを解説	✓ サステナブル経営の実践を目指す中堅・中小食品企業の経営者 ✓ サステナブル経営に対する経営層の理解を醸成したい中堅・中小食品企業の実務担当者
III. ESG課題別 目標設定と取組の方法	✓ 下記7つのESG課題別に、なぜ取り組むのか（課題と食品企業の関わり）、何に取り組むのか（目標の設定）、どうやって取り組むのか（取組の方法）を解説	✓ 大手食品企業の調達先である中堅・中小食品企業の実務担当者（企業の上場・非上場を問わない）
	入門～応用編 <多くの食品企業に共通して特に重要なESG課題> ①気候変動 ②人権尊重 <法令によって対応が求められているESG課題> ③食品ロス削減・食品廃棄物リサイクル ④脱プラスチック、容器包装リサイクル	✓ 気候変動や人権尊重などへの対応にこれから取り組もうとする中堅・中小食品企業の実務担当者（企業の上場・非上場を問わない）
	応用編 <企業によって重要性が異なるESG課題> ⑤自然環境・生物多様性の保全 ⑥アニマルウェルフェアへの配慮、抗菌剤使用の抑制 ⑦消費者の健康・栄養	✓ 気候変動や人権尊重に加えて、さらにESG課題への対応を進めたい中堅・中小食品企業の実務担当者（企業の上場・非上場を問わない）
IV. ESG課題別 情報開示の方法	入門編 ✓ 顧客企業である大手食品企業向けの情報開示の考え方を解説	✓ 顧客企業である大手食品企業から求められるアンケート調査への回答等を行う中堅・中小食品企業の実務担当者（企業の上場・非上場を問わない）
	応用編 ✓ 社内外の幅広い利害関係者向けの情報開示の考え方や上記7つのESG課題別の特徴的な開示項目を解説	✓ 顧客企業に限らず、幅広い利害関係者への情報開示をこれから行う中堅・中小食品企業の実務担当者（主に上場企業を想定）
付録：目標設定・開示事項参考集	応用編 ✓ 国内外の基準・イニシアチブ等が定める、ESG課題別の目標設定・情報開示項目の例を記載	

フードサプライチェーン官民連携プラットフォーム(FSPPP)について

- 気候変動など食料システムを巡る環境が変化中、フードサプライチェーンにおける様々な共通課題の解決のため、官民が連携して課題とその解決策を検討するとともに、幅広い関係者が課題解決策の知見を共有することを目的とし、令和4年8月にフードサプライチェーン官民連携プラットフォーム（FSPPP）を設立。

事業環境の変化

(設立趣旨より抜粋)

食品産業は、消費者に多様な食品を安定的に供給する重要な産業であるが、我が国において少子・高齢化が進む中、国内市場の縮小、労働力不足、低い利益率と賃金、経営承継など、食品製造や流通、外食等のそれぞれが共通する課題に直面している。

また、令和3年9月に開催されたG20 農業大臣会合や国連食料システムサミットをはじめとして、世界的に持続可能な食料システムの構築が求められており、日本においても、みどりの食料システム戦略の達成に向け、食品ロスの削減や持続可能な原料調達等の目標達成に向けた取組を進めていく必要がある。

さらに、近年、消費者の嗜好やライフスタイルの多様化、ESG金融の広がり、AI・ロボット等の新技術の普及など、事業環境の変化も進んでいる。

体制と狙い

伴走型で官民が車の両輪となって課題を解決

農林水産省

(新事業・食品産業部
企画グループ)

(企画・運営)

幹事会

(一財) 食品産業センター
(一社) 日本惣菜協会
(一社) 日本食品機械工業会
(公財) 食品等流通合理化促進機構
(一社) 日本加工食品卸協会
(一社) 日本スーパーマーケット協会
(一社) 日本フードサービス協会

課題提起・課題
解決検討に参加

情報提供・
課題解決の支援

会 員 (幅広いステークホルダー)

- 食品産業・農林水産業に関連する企業及び業界団体
- 教育・研究機関、金融機関、自治体、非政府組織、任意団体等

主な取り組み

食品産業の共通課題の解決策を官民連携して検討し、解決策を共有

(食品ロス、ESG、物流改善、地方の食品産業の発展など)

- セミナーの開催 (オープン)
- 課題解決策検討のための会議の開催
- HPを開設し食品産業の課題解決に必要な情報を発信
- 調査の実施

加入申込先

フードサプライチェーン官民連携プラットフォーム (FSPPP)
ホームページ
URL: <https://fsppp.net/>

